

神戸川の河川環境に関する専門委員会 設置要綱（案）

（名 称）

第1条 本会は、神戸川の河川環境に関する専門委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 来島ダムからの分水、放流により、神戸川の河川環境に与える影響について、国土交通省、島根県、中国電力等からのデータ及び関係者からの意見をもとに、専門的な検討を行う。

（検討事項）

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 来島ダムからの分水、放流の現状把握
- (2) 神戸川の河川環境及び水利用の現状把握
- (3) 来島ダム等が神戸川の河川環境に与えてきた影響の分析
- (4) その他

（組織等）

第4条 委員会の委員は、島根県土木部長が委嘱する。
2 委員会の委員、オブザーバーは別表のとおりとする。
3 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

（委員長）

第5条 委員会には委員長を1名置く。委員長は委員間の互選によってこれを定める。
2 委員長は委員会を代表し、委員会の円滑な運営と進行を統括する。

（委員会の招集）

第6条 委員会は、委員長が招集する。
2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見聴取することができる。

（オブザーバー）

第7条 委員会は、オブザーバーに資料の提供及び説明を求めることができる。

（公開）

第8条 情報公開については、別紙、公開規定及び傍聴要領に基づき実施する。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、島根県土木部河川課及び出雲市産業観光部農林基盤課に置く。
2 事務局は、委員会運営に係る庶務を処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

（附 則）

この要綱は、平成24年8月 日から施行する。

別表

神戸川の河川環境に関する専門委員会 委員名簿

委員

氏名	役職等	専門分野	備考
おおたに しゅうじ 大谷 修司	島根大学教育学部教授	植物分類学 (微細藻類)	
せいけ やすし 清家 泰	島根大学総合理工学部教授	水質	
なかの たけと 中野 武登	元広島工業大学環境学部教授	環境 (藻類学)	
なかむら みきお 中村 幹雄	日本シジミ研究所所長 (元島根県内水面水産試験場長)	魚介類	
のなか つぐひろ 野中 資博	島根大学生物資源科学部教授	かんがい排水 及び下水道工学	
ひのきだに おさむ 檜谷 治	鳥取大学大学院工学研究科教授	土木 (河川工学)	

※50音順

オブザーバー

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所
中国電力株式会社
飯南町
美郷町

事務局

島根県土木部河川課
出雲市産業観光部農林基盤課

神戸川の河川環境に関する専門委員会 公開規定（案）

（目的）

第1条 本規定は、神戸川の河川環境に関する専門委員会（以下「委員会」という。）要綱第8条に基づき、委員会の公開を定めるものである。

（委員会の公開）

第2条 委員会は原則公開とする。ただし、特別の事情により委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

（委員会開催の周知）

第3条 委員会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに島根県ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

（委員会の傍聴）

第4条 委員会の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定める。

（資料の配付）

第5条 委員会の配付資料は、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらす恐れのあるものや貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配付する。

（資料等の公開）

第6条 委員会の配付資料は、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらす恐れのあるものや貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。

2 事務局は委員会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、発言者等の氏名を除き、HPにて公表する。

（雑則）

第7条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、委員会で定める。

附則

（施行期日）

この規定は、平成24年8月 日から施行する。

神戸川の河川環境に関する専門委員会 傍聴要領（案）

（目的）

第1条 本要領は、神戸川の河川環境に関する専門委員会（以下「委員会」という。）公開規定第4条に基づき、委員会の傍聴に必要な事項について定めるものである。

（受付）

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）および氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は、傍聴席の数までとする。

（入室）

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の、委員会会場への入室は、委員会開始予定時刻の15分前からとし、委員会開始後の入室は認めない。
なお、受付を終了していない者の入室は、認めない。

（委員会の傍聴）

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 委員会の撮影、録画、録音をしてはならない。
（ただし、委員長が許可した場合はこの限りではない。）
- ② 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ③ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ④ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑤ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑥ みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- ⑦ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑧ 前項のほか委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

（退室等の措置）

第5条 委員長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に委員会会場よりの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。
2 特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらす恐れのあるものや貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを委員会の場で説明する場合、委員長は傍聴人に、委員会会場から一時退室を命じることができる。

（雑則）

第6条 この要領の変更やこの要領に定め無き事項については、委員会で定める。

附則

（施行期日）

この規定は、平成24年8月 日から施行する。